

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(研究職給料表の適用範囲) 第2条 略 2 研究職給料表は、前項に規定する機関又は部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、公衆衛生業務に従事する医師、 <u>普及指導活動を行う普及指導員</u> 及び主として庶務、会計等の管理事務に従事する者を除く。	(研究職給料表の適用範囲) 第2条 略 2 研究職給料表は、前項に規定する機関又は部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、公衆衛生業務に従事する医師及び主として庶務、会計等の管理事務に従事する者は除く。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。